

議会運営委員会会議録

(平成28年8月30日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成28年8月30日（火曜日）

午前10時00分開会

事 件 （1）平成28年第3回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等 16件

条例の一部改正 1件

工事請負契約 1件

補正予算 5件

決算認定 6件

報告 3件

（2）諸般の報告について

1. 平成27年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金
運用状況の審査に係る意見書

2. 平成27年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書

3. 現金出納の検査結果報告 3件

4. 陳情 1件

5. 議員派遣報告 1件

（3）一般質問について 通告者9名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）決算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君
委員 戸田 栄子 君
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 高萩 初枝 君
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成28年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様並びに議長、また執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いしたいと思います。大野議長、よろしくお祈いします。

○議長（大野 博君） おはようございます。台風10号も心配されましたけども、今、農家のかたは刈取り時期でもってたいへん心配でございます。どうにか、東北の方へそれるような状況でありますので、これからもそんなに、台風11号よりも被害のほうはないと思っておりますけども。今、委員長のほうからご報告ありましておき今回は議案が少なく7議案で、あとは決算審査特別委員会のほうも控えておりますのでそのような流れでできますよう、協力のほどをよろしくお祈いします。

以上です。

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月13日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が16件、その内訳といたしまして、専決処分の報告が1件、条例の一部改正が1件、契約案件1件、補正予算5件、決算認定6件、それと、報告が2件となっております。

また、一般質問通告は9名となっております。

それでははじめに、町長提出議案等16件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、平成28年第3回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出議案等につきましては、ただいまございましたように議案が7件、認定が6件、報告が3件の合計16件でございます。それでは、お手元の資料の順にご説明させていただきます。

はじめに、議案第1号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例につきましては、所管課は福祉・子ども課となります。内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業等を行う際の保育士の配置要件が緩和されたこと等から、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては、既に基準省令等が施行されておりますことから、公布の日とするものでございます。

続きまして議案第2号、栄町終末処理場最初沈澱池汚泥掻寄機更新工事請負契約につきましては、所管課は下水道課でございます。内容でございますが、栄町終末処理場の最初沈澱池汚泥掻寄機の更新工事に係る契約を締結するため、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案第3号から議案第7号までにつきましては、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度の各会計の補正予算について、議会に提出するものでございます。いつものことながら誠に申し訳ございませんが、本補正予算につきましては現在調製中でございますので、本日ににつきましては現在調整している概要についてのご説明とさせていただきます。それでは、各会計別に概要をご説明いたします。

はじめに議案第3号、平成28年度栄町一般会計補正予算（第3号）につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、現在、台風9号の関連で災害復旧に要する経費を算定中でございますので、補正規模を含めて調整中となっております。

続きまして、議案第4号、平成28年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約1億7,000万円を増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第5号、平成28年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約14万円を増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第6号、平成28年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約7,700万円を増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第7号、平成28年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ約1,600万円を増額する予定で調整しております。

続きまして、認定第1号から認定第6号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度における各会計の決算の認定について議会の認定に付すものでございます。それでは、各会計別に概要を説明させていただきます。

はじめに、認定第1号、平成27年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額71億7,212万

5,163円、歳出総額69億3,419万2,432円、差引き2億3,793万2,731円となっております。

続きまして、認定第2号、平成27年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額33億5,409万3,969円、歳出総額31億8,966万6,932円、差引き1億6,442万7,037円となっております。

続きまして、認定第3号、平成27年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要ですが、歳入総額1億7,848万4,387円、歳出総額1億7,835万839円、差引き13万3,548円となっております。

続きまして認定第4号、平成27年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額13億6,614万1,039円、歳出総額12億9,142万7,202円、差引き7,471万3,837円となっております。

続きまして、認定第5号、平成27年度栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額5億3,540万2,371円、歳出総額5億1,899万9,751円、差引き1,640万2,620円となっております。

続きまして、認定第6号平成27年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額1億4,479万8,011円、歳出総額1億4,409万3,498円、差引き70万4,513円となっております。

続きまして、報告が3件ございます。資料の順にご説明させていただきます。

はじめに、報告第1号、専決処分の報告につきましては、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定に基づき、車両の物損事故の和解等について、平成28年7月5日に専決処分いたしましたので、同法第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告につきましては、所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成28年度に監査委員の審査に付しました平成27年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

続きまして最後となりますが、報告第3号、資金不足比率の報告につきましては、所管課は下水道課でございます。概要でございますが、平成28年度に監査委員の審査に付しました、

平成27年度の公共下水道事業にかかる資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものがございます。

以上が町からの提出予定議案等でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願いします。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） 質疑等ございませんので、町長提出議案については、以上のとおりといたします。

次に、認定第1号から第6号までの平成27年度各会計の決算認定につきまして、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、認定第1号から第6号までの平成27年度各会計の決算認定につきましては、例年どおり、決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等につきまして、事務局長より説明をお願いします。町長提出議案等につきましては、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、平成27年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書、平成27年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを配布したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において、決算審査がありますが、先程決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にさせていただきまして、例年どおり、初日に代表監査委員から意見を求めることとしたいと考えております。

次に、同じく監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、陳情といたしまして、「指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情書」が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成28年5月31日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板への掲示をもって報告に変えるということになっておりますので、配布は

省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、9名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、岡本議員、早川議員、大野徹夫議員、大野信正議員、高萩議員、橋本議員、藤村議員、戸田議員、野田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 一般質問については、事務局の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、議事録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでははじめに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。案はつけてはございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

はじめに、会期といたしましては、9月13日火曜日、10時に招集されまして、翌週23日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日13日は午前10時から、町長提出議案の提案理由の説明となります。

次に、翌日の14日から16日までは、先ほど決定したとおり3日間にわたり決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のための休会に入りまして、週明け一般質問を20日火曜日に4名、21日水曜日に4名行いまして、そして最終日23日金曜日午前10時から一般質問1名を行いまして、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日13日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。それから、日程第13の認定第1号から日程第18の認定第6号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、20日と21日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、20日4名、21日4名という形で組みました。

そして、最終日、23日の第4号は一般質問1名と町長提出議案の質疑・討論・採決、以上

のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、5番、橋本議員、6番、大野徹夫議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がございましたが、会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程についてはただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 会期予定の9月13日の請願の審査というのは。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局次長。

○次長（野平 薫君） すみません、私が忘れました。最初、入る予定があったんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ないんですね。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局次長。

○次長（野平 薫君） ないです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 了解。

○委員長（大澤義和君） この、本会議終了後ですね。これはなしということで。

他にございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） それでは、ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおり決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局次長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日13日に議長の発議によって設置していただくことになります。内容等でございますが、議長と監査委員を除く12名で構成いたします。審査日程は、14日水曜日が総務常任委員会所管事項、15日木曜日が教育民生常任委員会所管事項、16日金曜日が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を16日経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。なお、お手元の特別委員会設置及び運営方法、7の説明員の項目で、全体質疑の出席者の関係ですが、従来は、町長、副町長、教育長、総務課長及び財政課長の出席を求めるところとして実施しておりましたが、昨日、全体質疑の出席者の関係で執行部と協議・調整をさせ

ていただきまして、今回の決算審査特別委員会から地方創生担当理事を加えて全体質疑を行うこととしてこの設置及び運営方法の説明員に1名加えさせていただいておりますので、ご協議の程よろしく願いいたします。

次に、審査方法につきましては、これも例年どおり、質疑通告制1問1答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきたいと思います。提出期限につきましては、9月7日水曜日の午後1時30分という形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま、事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の案のとおりとすることでご異議ございませんか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今、この案の中じゃなくて、質疑の通告の期日、9月7日ということでしたが、なぜ7日なのか。通常、金曜日、前回は日にちが少ないということで、月曜日の午前中までというふうな期限を取ったと思うんですが、それについてどうでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 今回の9月7日につきましては、まだ議員の皆さまにはお知らせしてございませんけれども、全員協議会、こちらのほうを9月7日の水曜日、午後1時30分から予定しております。昨年の決算審査特別委員会のこの質疑通告書もそうなんですけれども、同じく翌週の水曜日の午後1時30分までを通告締切としておりますので、今回の期間につきましては昨年と同様でございます。たぶん、いま松島委員が言われましたのは予算審査特別委員会のときは週が短いので、そういった形で月曜日の12時までですとか、そういった時間を確かつけて通告書を提出していただいております。なお、この9月7日の午後1時30分につきましては現時点で執行部のほうとも調整させていただきましたが、向こうの時間が少なくなりますけれども、それでも構わないというようなことで、案として提示させていただきました。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私は質疑しないから構いませんけれど。他の方々がどうかかと。

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 向こうの時間が短くなるというのはどういう意味ですか。

○委員長（大澤義和君） 鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 9月7日の水曜日の午後1時30分までに提出していただきますと、今度、執行部のほうが午後1時30分から事務局で調整しまして各課のほうに配付するわけですけれども、そうした場合、木曜日と金曜日、土日はさんで月曜日、火曜日とありますけれども、約5日間くらいで水曜日から決算審査特別委員会を総務、また教育民生、経済とやっていきますので。経済建設のほうは時間があるんですけれども総務のほうは逆に短くなるのか。さっきの松島委員のお話で月曜日ということになれば、だいぶ執行部のほうは時間取れるんですけれども、一応、今回7日の午後1時30分ということで。うちのほうは時間が逆に取れているような形です。議会のほうの通告期間ですか。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 執行部のもちろん答弁についての時間的余裕も配慮しなきゃいけないと思うんですけども。ただ、議会、議員として決算を質疑通告するには、一応は担当課に決算といえども内容を聞きに行ったり、その場で了解すれば決算審査通告しないとかって色々ありますよね。だから当局の応答に対する時間保障も必要ですけども、我々議会も時間的余裕を持ちたいというか保障して欲しいってのがあるんですけど。ちなみに、私、井の中の蛙で栄町しかわからないんですけど、他もこういう状況ですか。局長、もしわかったら。結構いつも忙しいんですよ。ただ、ちょっと参考のために。他の議会の日程などどうなっていますか。

○委員長（大澤義和君） 鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） たいへん申し訳ございません、近隣の状況については調査しておりません。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） はい、了解。今年は、今回は余裕があると思っておりますけど、今までとても短かったので参考までに意見を言わせていただきます。

○委員長（大澤義和君） 他にございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それでは質疑通告につきましては、提出日9月7日水曜日、午後1時30分で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の案のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告書は9月7日水曜日、午後1時30分までに提出をお願いいたします。

続きまして、その他ですが何かございますか。事務局長、何かありますか。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、その他ということで、3点だけご報告いたします。

まずはじめに、郡町村議会議員自治研修会の開催についてですが、これは栄町と酒々井町の

議員を対象とした研修会でありまして、今年度は酒々井町が事務局となります。過日、事務局より連絡がございまして、講師及び開始時間は調整中とのことではありますが、日程だけは11月11日金曜日に実施するというので、会場は酒々井町となりますので、事前にお知らせさせていただきます。また、研修会終了後に懇親会を予定しております。

次に、当町議員の先進地視察研修についてですが、過日、各常任委員長にお集まりいただきご協議いただきまして、日程及び視察先の候補地が決まりましたのでお知らせいたします。日程につきましては、10月27日木曜日から28日金曜日となりまして、視察先が長野県白馬村及び川上村となりました。詳細につきましては、後日お知らせさせていただくということで、ただいま申し上げました自治研修会と視察研修の2点につきましては、全員協議会の場でご説明させていただきたいと思っております。

最後に、全員協議会の開催について、9月7日水曜日、午後1時30分から行います。これに関しましては、執行部から議事として7件ほどの説明があるというようなことで伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。なお、議員各位へのご連絡につきましては、執行部から最終的な議事案件が提示されましたら、メールでお知らせいたします。

事務局からの報告につきましては、以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がございました全員協議会の開催につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。

その他2件の報告事項について、何かございませんか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 10月27日、28日の視察ですが、視察候補地が決まったというふうなご説明ですけれども、視察先が決まったんじゃなくて候補地が決定しただけなのかということと、日程はこれが決定なのかというこの2点、確認したいんですが。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局次長。

○次長（野平 薫君） 日程につきましては、一応、27日、28日で決まりなんですけど、相手先がまだちょっと、視察を受け入れてくれるかどうかというのが、まだうちのほうで通知というか、依頼をまだかけていないんです。たぶん、受けてもらえるとは思いますが。まだそれが確定していないので、一応、候補地ということで今回、提示させていただいたということでございます。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 確認しますけれども、仮にその白馬村がだめであっても、27日、28日という日程でどこかを探しますということですのでよろしいわけですか。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局次長。

○次長（野平 薫君） 27日、28日で白馬村と川上村いっぺんに同じ日に、たぶん日程的に厳しいと思うので。27日、川上村、28日、白馬村になるか、あるいはその逆になるか。

たぶん、どちらかで受け入れてくれると思うので。両方潰れるということはないと思いますので。一応、そういう形でほぼ確定ということで大丈夫だとは思いますが。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。他にございませんか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会とします。

午前10時30分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年9月7日

議会運営委員会委員長

大澤 義和